

1 通則

2 **通則 33 の条の次に次を追加し、以降の番号を繰り下げる。**

3 **34** 日本薬局方の医薬品製剤は、原則として一般試験法の元素
4 不純物に係る規定に従って適切に管理を行う。また、製剤、
5 原薬及び添加剤において、当該管理は、医薬品各条で規定さ
6 れた重金属、ヒ素などの管理に代えることができる。

7

8